

くらしのインフォメーション



編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいでふ7階)
 TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック!

商品分類別相談件数ランキング

順位	商品分類	26年度	25年度
1	デジタルコンテンツ ※1 (アダルト情報サイト)	2,422 (1,442)	1,826 (951)
2	不動産貸借	1,063	1,189
3	商品一般 ※2	568	553
4	フリーローン・サラ金	448	469
5	エステティックサービス	402	370
6	インターネット接続回線	386	318
7	携帯電話サービス	360	260
8	工事・建築	346	324
9	医療サービス	288	181
10	四輪自動車	231	240

※1 デジタルコンテンツ…
 インターネットを通じた情報提供サービス。アダルト情報サイト、
 出会い系サイト、オンラインゲームなど
 ※2 商品一般… 商品を特定できない相談

平成26年度相談件数 14,951件

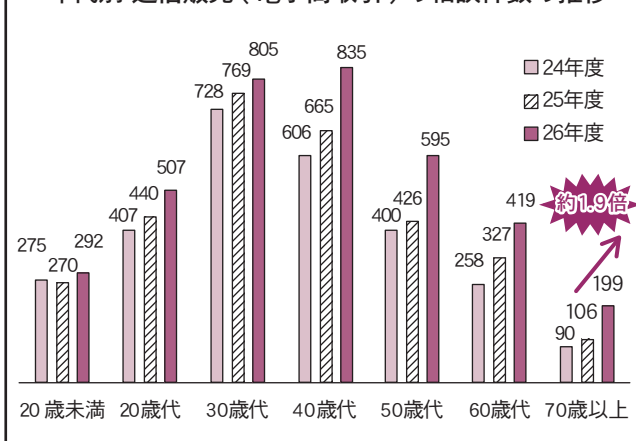
前年度比129件 (0.9%) 増加

相談件数は、平成26年度微増となり、平成22年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。商品別相談件数では、デジタルコンテンツ(※1)が、6年連続で1位となり、前年度より32%増加し過去最多の件数となっています。一方、前年度6位の健康食品は、送り付けトラブルの減少により、半数以下に減少しランキング外となりました。

平成26年度 福岡市消費生活センター相談概要

インターネット上の取引 70歳以上の相談急増

年代別 通信販売(電子商取引)の相談件数の推移



通信販売の中でも、インターネットを通じた電子商取引に関する相談は、各年代で年々増加しており、特に70歳代以上では、前年度比約1.9倍と急増しています。アダルト情報サイトなど、デジタルコンテンツに関する相談のほか、「注文した商品が届かない」「お試しと思いき、サブプライムローンで注文すると定期購入の契約等になってしまった」という相談も多くなっています。

あわてないで!

「ワンクリック請求」

アダルト情報サイトに関する相談は、前年度比約1.5倍と急増。そのほか、ワンクリック請求の相談です。

トラブルの事例

スマートフォンで無料アダルトサイトの年齢認証をクリックしたら、突然「登録完了」となり、高額な登録料が請求された。退会の電話をしようと、「今日中に払わないと明日には3倍になる」と脅された。

年齢認証をクリックしただけでは、利用者の意思確認をしたことにはならず、契約は成立していません。

★★対処法★★

◆絶対に支払わない

申込み内容を確認する措置がない場合は、錯誤による契約が無効の主張も可能です。請求されても支払わないでください。

◆相手業者に連絡しない

絶対に電話やメールをしないでください。個人情報を知らせることになりません。

●不安を感じた時は、消費生活センターにご相談ください。

第2回 かしこい消費生活講座のお知らせ

親子で体感!「ジュースの砂糖の量を測ってみよう」

日時 平成27年8月26日(水)
午後1時30分～3時00分
会場 消費生活センター
(福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階)
対象 市内に住む小学校4～6年生とその保護者
定員 12組(先着順)
参加料 無料(ジュースを持参してください)
申込方法 電話もしくはFAXでお願いします
(締切日 8月25日・託児の希望は8月12日まで)
必要事項 ●参加者全員の氏名、子供の学年
●住んでいる区 ●電話番号

【申込み・問い合わせ先】
福岡市消費生活センター
電話 092-712-2929
FAX 092-712-2765



促す「長期使用製品安全表示制度」という制度が設けられています。
このような事故が多く発生したため、使用者に注意喚起を促す「長期使用製品安全表示制度」という制度が設けられています。

事故例

30年以上前に買った扇風機を使っていたら、モーター部分が突然発火し、周辺のものが燃えてしまった。

家に古い家電製品はありませんか？
まだ使えるからと長年使い続けていると、部品が劣化していき、大きな事故につながる事もあります。

古い家電製品の使用は気をつけて

「長期使用製品安全表示制度」

制度概要

長期にわたって使用される事が多いため、経年劣化による事故が多く報告されている製品に対して、注意を促す表示をする制度です。
対象製品の見やすいところに次の3項目を表示しなければいけません。

- ① 製造年
- ② 設計上の標準使用期間
- ③ 注意喚起表示

対象製品 (2009年以降に製造)

- ・ 扇風機・換気扇・エアコン
- ・ ブラウン管テレビ
- ・ 洗濯機(乾燥機能付き洗濯機は除く)の5品目

表示例

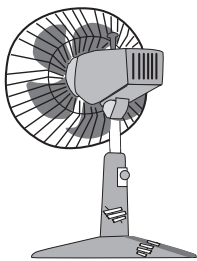


【製造年】20XX年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

注意

標準使用期間を過ぎて使用する場合、異常がないか注意しましょう。また期間内でも異常が見られたら使用を中止し、販売店・メーカーに連絡をしましょう。

- ・ こんな時は要注意!
- ・ 焦げくさい匂いがする。
- ・ 音が大きくなる。
- ・ 振動が大きくなる。
- ・ 水漏れがする。
- ・ 動作が安定しない。



消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 **092-781-0999** 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

相談無料
秘密厳守

受付時間 月曜日～金曜日(祝日は除く)……9時から17時
第2・4土曜日 ……………10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索

※相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

